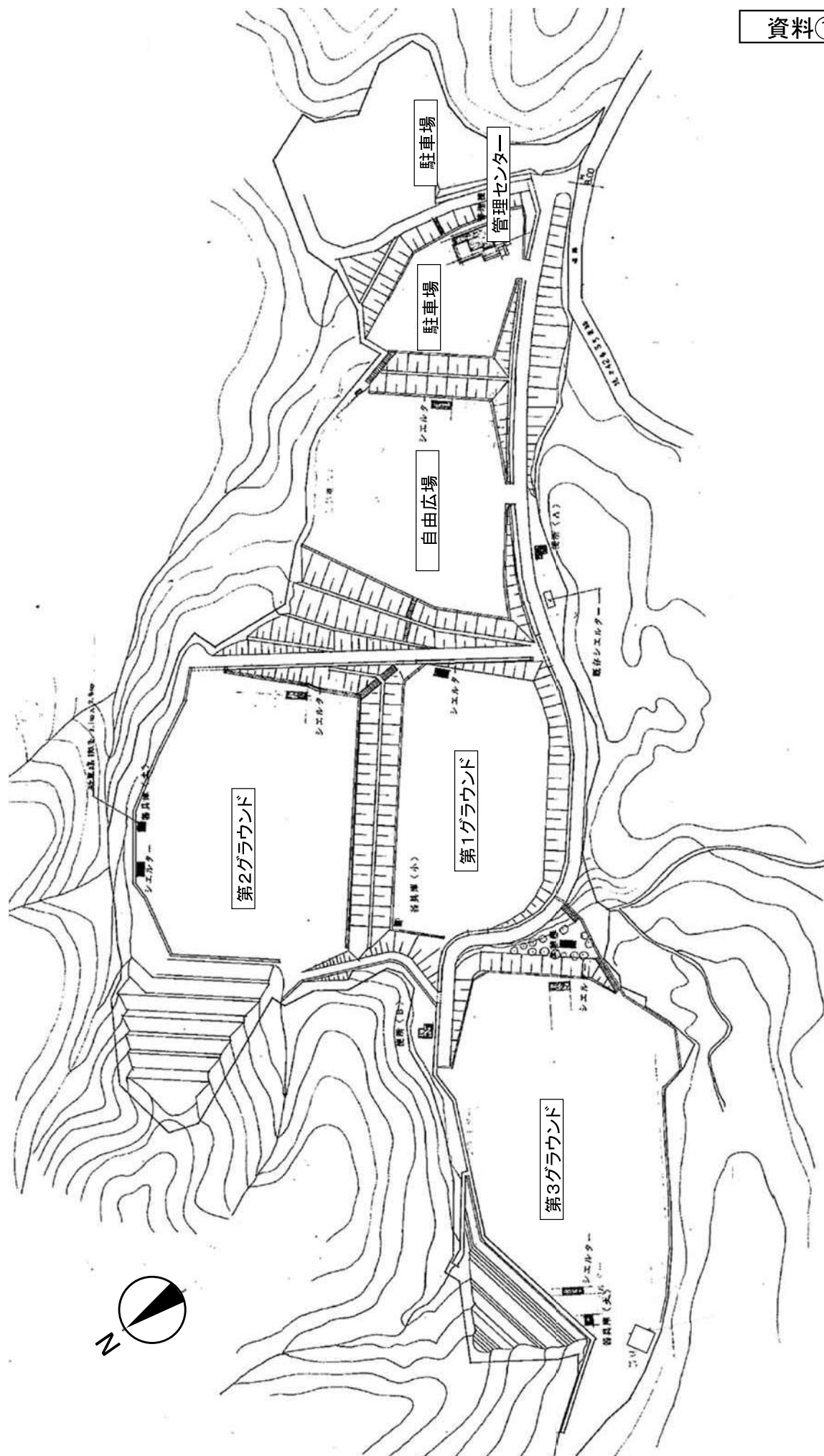


府民スポーツ広場



府民スポーツ広場の施設概要

■ 府民スポーツ広場

施 設 等	面 積 (㎡)	施 設 の 概 要 等
第1グラウンド	8,700	軟式野球(4面)もしくは少年野球・ソフトボール(5～6面)
第2グラウンド	13,400	サッカー(3面)もしくは少年サッカー(5～6面)
第3グラウンド	15,900	ゲートボール(40面)もしくはグラウンドゴルフ(8～10面)
自由広場	8,500	その他屋外スポーツ
駐車場	-	170台
管理センター	200	ロビー、事務所、会議室・更衣室

□ 建物関係

施 設 等	棟数	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	備考
管理センター	1	319.44	201.00	
便所	2	72.80	72.80	
器具庫(大)	2	53.85	53.85	
器具庫(小)	1	8.75	8.75	
休憩所	1	25.92	25.92	
四阿	6	208.08	208.08	
既存四阿	1	23.12	23.12	

□ 管理センター

施 設 等	床面積 (㎡)	備考
会議室・更衣室	32.0	
事務室	33.0	
ロビー	82.0	
倉庫	16.0	
男子トイレ	18.2	
女子トイレ	14.3	
身障者トイレ	5.5	

令和7年度 府民スポーツ広場 自主事業										
事業名	実 施 期 間		回 数		内 容	参加費		延参加者数		備 考
	計画	実績	予定	実績		予定	実績	予定	実績	
グラウンド・ゴルフ大会	4～3月	4～3月	76	65	グラウンド・ゴルフの練習、つどい	300	300	2,000	1,401	雨天中止(9)・熊閉園(2)
グラウンド・ゴルフつどい交流大会	6月・10月・3月	10/14・3/10	3	2	つどい参加者の大会	500	500	500	42	6月雨天中止
グラウンド・ゴルフ大会	5月	5月10日	1	0	みどりが丘での大会	800	800	300	0	雨天中止
小 計 ①			80	67				2,800	1,443	
緑の活動										
みんなで植樹活動	-	-	0	0	・みどりが丘の緑化活動・山城総合運動公園陸上競技場から移植した芝生の育成に取り組む	-	-	100	0	
小 計 ②			0	0				100	0	
計 (① + ②)										
			80	67				2,900	1,443	

府民スポーツ広場における保険加入状況

1 体育施設保険

対象：対象施設における事故であって、施設、設備の不備及び管理上の瑕疵並びに体育施設側の指導上の過失により損害を与えた場合

対 象 施 設	対人賠償		対物賠償	補償金（見舞金）	
	1 名につき	1 事故	1 事故	死亡・後遺障害 （1 名）	入院（1 名）
園内全ての施設及び 園地(駐車場を除く)	3 億円	5 億円	2 億円	200 万円	2,500 円/日
駐車場	3 億円	5 億円	2 億円	－	－

2 スポーツ傷害保険

対象：公園が主催するスポーツ振興事業等

死亡・後遺障害 （1 人当たり）	入院保険額 （1 日）	通院保険額 （1 日）
100 万円	1,500 円	1,000 円

3 保険料額

体育施設保険	スポーツ傷害保険
181,710 円	33,103 円

施設維持・管理業務

- ① 保安警備業務
- ② 屋外・建屋等清掃業務
- ③ 電気設備保守管理業務
- ④ 上水・汚水処理設備運転保守管理点検業務
- ⑤ 運動施設（グラウンド）整備業務
- ⑥ 植物管理業務
- ⑦ 集中管理設備保守点検業務
- ⑧ 特定外来生物防除業務等
- ⑨ 府立都市公園等におけるツキノワグマ対策実施基準（案）

この施設維持・管理業務に記載の内容は、公園の安全で快適な利用を確保するために必要な管理内容・数量の目安を示したものです。

応募に際しては、各応募者が、公園利用の利便性、快適性、安全性、美観等を考慮して管理業務仕様書の内容を満たすよう、管理内容・数量等を御検討ください。

業務共通仕様書

1 業務内容

別紙業務内容の通りとするが業務の遂行に関しては各種法令等に基づき受託業者自らの責任において行うこととする。

2 業務の責任者及び従事者

(1) 業務受託者（以下「乙」という。）は、業務の契約後直ちに業務の責任者を定め、責任者の履歴書、資格証（免許証）の写しを添えて、発注者（以下「甲」という。）に提出し承認を受けなければならない。

業務の実施に当る者はすべて、従事者届に上記に準ずる必要事項を記入し、提出しなければならない。

責任者・従事者に異動があるときも同様とする。

(2) (1)の業務責任者は乙の従事者の指導、監督及び本契約履行に関する甲よりの指示を受けること、甲との連絡、調整にあたるものとする。

3 業務計画書の提出

乙は、契約後すみやかに又は甲の指示する時期に本仕様書、特記仕様書及び業務内容に基づき、業務実施要領と業務計画書を提出し甲の承認を受けなければならない。

(1) 業務実施要領

業務内容に基づき必要事項を簡明に、模式図・表等を用い作成する。

(2) 業務計画書

①契約期間中における業務実施予定を作成し甲に提出しなければならない。

②月間業務実施予定の翌月分を前月の末日までに作成し、甲に提出しなければならない。

4 業務実施報告書の提出

乙は、業務実施の都度次の各報告書を提出しなければならない。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 業務日誌 | 業務実施日に従事者・作業時間・作業内容を記入し当日中に提出すること。 |
| (2) 各種点検等実施報告書 | 業務実施日に作成内容の詳細を記入し、提出すること。 |
| (3) 月間業務報告書 | 翌月5日までに当月分の業務の実施日・期間・業務内容等を記入し、提出すること。 |
| (4) その他報告書 | 甲の指示する都度提出すること。 |

5 負担の区分

(1) 甲の負担

①業務実施上必要な施設・工作物・機器・水道・電気及び園内電話の使用は、甲の負担とする。

②各種機器・設備の取替部品等は、工事の瑕疵に相当するもの及び軽微なものを除き甲の負担とする。但し、乙の責に帰すべきものはこの限りでない。

(2) 乙の負担

①業務上必要な服装・車輛・工具・器具及び測定器等。

②業務上必要な消耗品・清掃用品・整備用品。

③業務上必要な事務用品一式、その他甲の負担にかかるもの以外一切。

6 出来高の確認

(1) 立会

業務実施の際は、乙は甲に連絡し、甲の指示により実施するものとし、必要に応じて甲は作業に立会うものとする。

(2) 出来高の確認

乙から提出の各種報告書に基づく出来高の確認は甲が実施する。この場合、甲が要求する資料は直ちに乙は、甲に提出しなければならない。

7 業務の変更

業務の変更は甲・乙協議し、甲が命ずるものとする。

8 業務の連絡等

(1) 乙は、常に2の業務の責任者及び従事者について、甲の連絡通報等に対応できるようにしなければならない。このため、連絡体制を明記し報告するものとする。

(2) 乙は、業務に関して事故があるときは、甲の指示により復旧等の措置を講ずるものとする。

(3) 乙は、甲の防災組織に参加し、非常の場合、直ちに甲に報告し防災活動に参加しなければならない。

9 業務の引継等

(1) この業務の受託者は（以下、「受託業者」という。）は、業務受託期間内及び業務受託期間後においても、次期の受託を受けた業者に対して、その受託業務執行に支障が生じないよう受託業者の責任で、その業務を引き継ぐものとする。

(2) 業務仕様書及び管理基準に定められた内容については、請負者の責任で、誠意をもって確実に履行すること。

10 その他

(1) 乙は、受託業務の各施設、設備の取り扱いは、丁寧且つ細心の注意をもって当るとともに、清掃、整理整頓に努めなければならない。

(2) 従事者は、一定の服装を着用し、名札をつけるものとする。

(3) 乙は、業務に関連する法律・規則等を遵守するものとし、定められた諸手続等については乙の負担において行うものとする。また、特に労働省告示第37号（昭和61年4月17日告示）の「労働者派遣事業」と請負により行われる事業との区分に関する基準により請負の形式による契約の趣旨に違反しないよう業務を実施することとする。

(4) その他、契約書・本仕様書に記載されていない事項については、甲・乙協議の上定めるものとする。

① 保安警備業務

管理基準書

① 保安警備業務

業務区分	業務箇所	区分	管 理		基 準		実 施												備 考
			業 務 内 容	実 施 回 数 / 体 制 (人)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計		
保安警備 業務	広場 場内全域	(昼 間)	巡回及び監視等	休日、土曜	117日/1人(お盆含む)	9	13	8	11	10	10	10	8	9	10	9	117		
						9	13	8	11	10	10	10	8	9	10	9	117		
				平 日	79日/1人(G・G行事等)	8	6	10	4		9	8	7	6	6	7	8	79	
						8	6	10	4		9	8	7	6	6	7	8	79	
				通 年	58日/1人(1h) 早朝対応等	5	6	4	6	5	5	5	5	4	4	5	4	58	休日、土曜の50%
						5	6	4	6	5	5	5	4	4	5	4	58		

② 屋外・建屋等清掃業務

管理基準書

②屋外・建屋等清掃業務

[illegible]

③ 電気設備保守管理業務

管理基準書

③ 電気設備運転保守管理点検業務

業 務 区 分	業 務 箇 所	区 分	管 理 基 準		実 施 予 定												備 考			
			業 務 内 容	実 施 回 数 / 体 制 (人)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		計		
					月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			月	月
電気設備運転 保守管理点検業務	スポーツ広場	(定期)	【電気設備保守点検】															0		
			定期清掃等	外灯・時計塔・避雷針塔その他照明設備一切/1回/年 上記点検足場・排水ポンプ等/1回/年 (ゴンドラ・はしご等)								1							1	
			設備保守点検等	定期点検整備等 (技師補) 24回/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
				定期点検整備等 (技術員) 24回/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
				測定・補修等 (技師補) 4回/年		1			1						1			4		
				測定・補修等 (技術員) 4回/年		1			1			1				1		4		
			【消防用設備等保守点検】																	
			外観・機能点検	外観点検/消防用水(諸雑費等含む) 2回/年 機能点検/消防用水(諸雑費等含む) 2回/年						1							1	2	9月・3月	
			(報告書)	消防法に基づく作成及び報告 2回/年(諸雑費等を含む)						1							1	2	9月・3月	
			定期清掃	防火水槽 (水入れ替え含む) 1回/年							1							1		
【空調設備等保守点検】																				
			冷暖房設備切替点検等 2回/年	1													2			

④ 上水・污水处理設備運転保守管理点検業務

管理基準書

④ 上水・汚水処理設備運転保守管理点検業務

業 務 区 分	業務箇所	区分	管 理 基 準	実 施 予 定 日 数												備 考	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		計
上水・汚水 処理設備運転保守 管理点検業務	スポーツ 広 場	(日常)	【上水・汚水設備等運転保守管理】														
			(設備運転保守管理)														
			日常点検整備 年間 24日/技師点検	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
			定期点検整備 年間 24回/主任点検	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	技術指導者等を含む
			滅菌剤(次亜鉛-ダ) 年間 25kg/有効塩素12%以上	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	25	3kg/月(4月) 2kg/月(5～3月)
		(飲料水水質検査)															
		水道法に規定する項 目(10項目)	1						1		1	1		1	5	4,10,12,1,3月	
		” 年間 3回/末端水 (50項目)		1						1			1		3	5,11,2月	
		” 年間 1回/末端水 (52項目)					1								1	8月	
		” 年間 3回/末端水 (12項目)			1	1		1							3	6,7,9月	
	貯水槽清掃(受水槽及 び高架水槽) 年間 1回								1				1	水抜き後清掃、設備整備、水張り、調整等			

⑤ 運動施設（グラウンド）整備業務

⑥ 植物管理業務

管理基準書

⑥ 植物管理業務

業 務 区 分	業 務 箇 所	区 分	管 理		基 準		実 施 予 定 日 数				備 考
			業 務 内 容	実 施 回 数 / 体 制 (人)			4 月	5 月	6 月	7 月	
植物管理業務 (広場)	スポーツ広場	(定期)	【樹木管理】								
			樹木剪定 (幹周り 30～59cm)	年間 1回 (133本/回)						1	
			低木刈込み (寄せ植え)	年間 1回 (2,562㎡/回)				1			1
			生垣刈込み (高さ 1.5m 未満)	年間 1回 (664m/回)				1			1
			低木施肥 (寄せ植え・玉物・草花)	年間 1回 (1,423㎡/回)						1	1
			生垣施肥 (高さ 1.0m 内外)	年間 1回 (369m/回)						1	1
			【芝生管理】								
			人力除草 (芝生・寄せ植え地等)	年間 1回 (513㎡/回)			1				1
			芝刈り (平坦地/機械刈り)	年間 2回 (1,283㎡/回)			1		1		2
			芝生施肥 (野芝)	年間 1回 (2,566㎡/回)				1			1
			目土掛け (芝生地/平坦地)	年間 1回 (256㎡/回)						1	1
			草刈り (斜面地)	年間 2回 (8,083.5㎡/回)				1	1		2
			【巡回管理】								
			樹木等調査	年間 4回			1		1	1	4
			【境界管理】								
			境界管理	年間 4回			1		1	1	4

⑦ 集中管理設備保守点検業務

管理基準書

⑦集中管理設備保守点検業務

業務区分	業務場所	区分	管 理		基 準	実 施										備 考		
			点 検 機 器 等	実 施 回 数 / 数 量 等		予 定												
						4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月		2 月	3 月
集中管理設備	スポーツ広 場	(定期)		【放送装置等】														
			放送装置	年間	1回/1式												1	管理棟 事務室
			増幅装置	年間	1回/1台												1	管理棟 事務室
			スピーカー系統	年間	1回/1式											1	管理棟 事務室	
保守点検				スピーカー等	年間	1回/13台								13		13	場内各所	

【集中管理設備保守点検業務】 管理基準書

業務箇所	点検種別	点検機器	数量	1 回当り人数		回数	年間延人数		備考
				保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ		保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	
広場	定期保守 点検	放送装置							
		設備（事務所）							
		モニター・ミキサー・スピーカーセレクトター	各 1	1	3.5	1	1	3.5	
		カセットデッキ・CDプレーヤー・パワーアンプ							
		パワーコントロール・ターミナルボード							
		増幅器	1台						
		スピーカー系統							
		①管理棟②第 1 駐車場③第 2 駐車場	各 1						
		④出入口⑤自由広場⑥第1第2グラウンド							
		⑦第 3 グラウンド ⑧予備							
		スピーカー							
		天井スピーカー	3 台						
		トランペット型スピーカー	9 台						
		壁掛けスピーカー	1台						
		直接物品費一式							
合計			1	3.5		1	3.5		

⑧ 特定外来生物防除業務等

⑧特定外来生物(セアカゴケグモ)防除 業務範囲

スポーツ広場

《セアカゴケグモ》

施行場所					面積(m ²)
各グラウンド休憩所	6箇所	縦3m×3m	9 m ²	6箇所	54.0
合 計					54.0

《害虫防除》

施行場所				面積(m ²)
事務室、便所 (屋外含む)		180 m ²	0.2 m	36.0

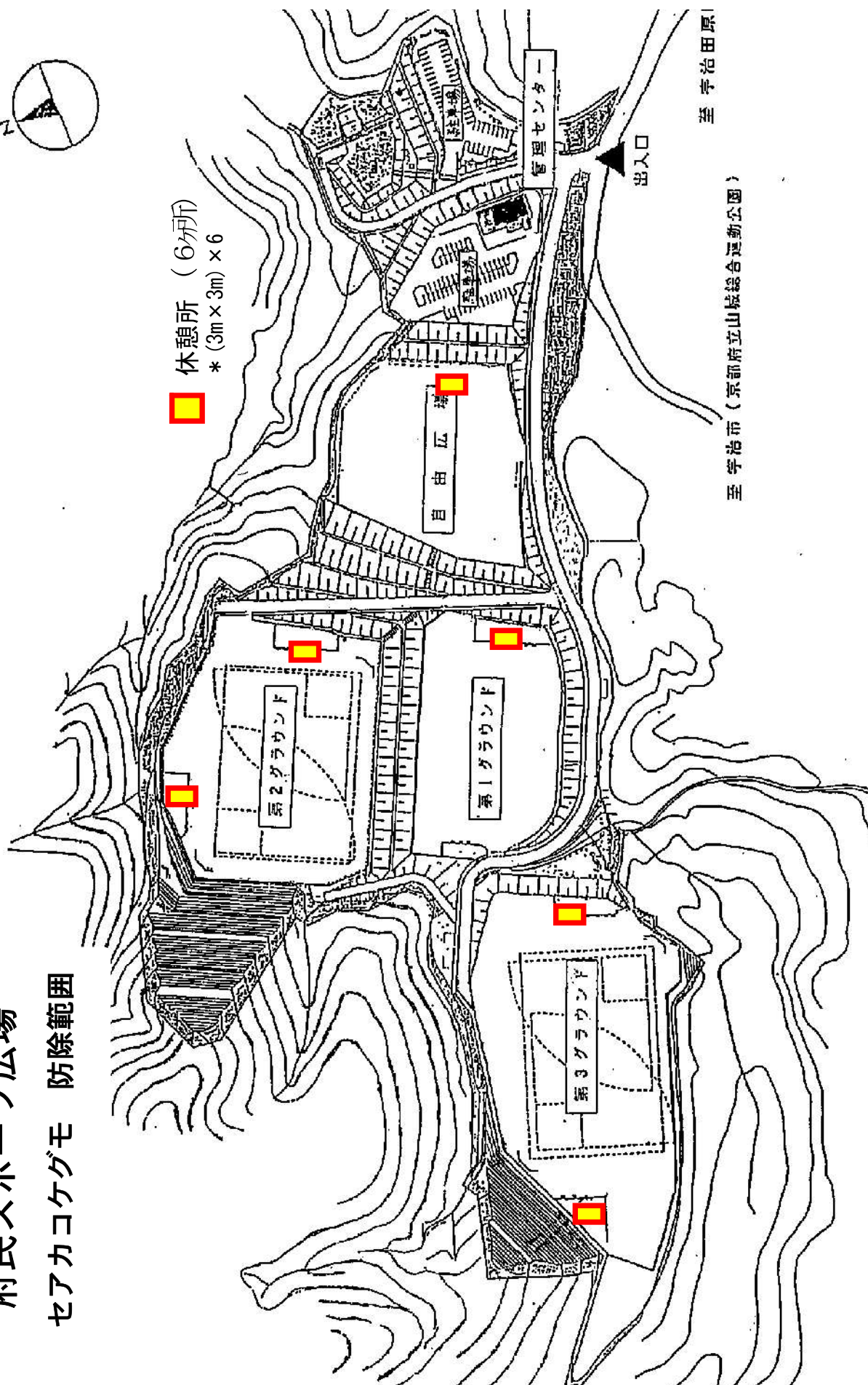
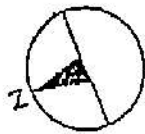
春・秋 2回

《ハエ駆除》

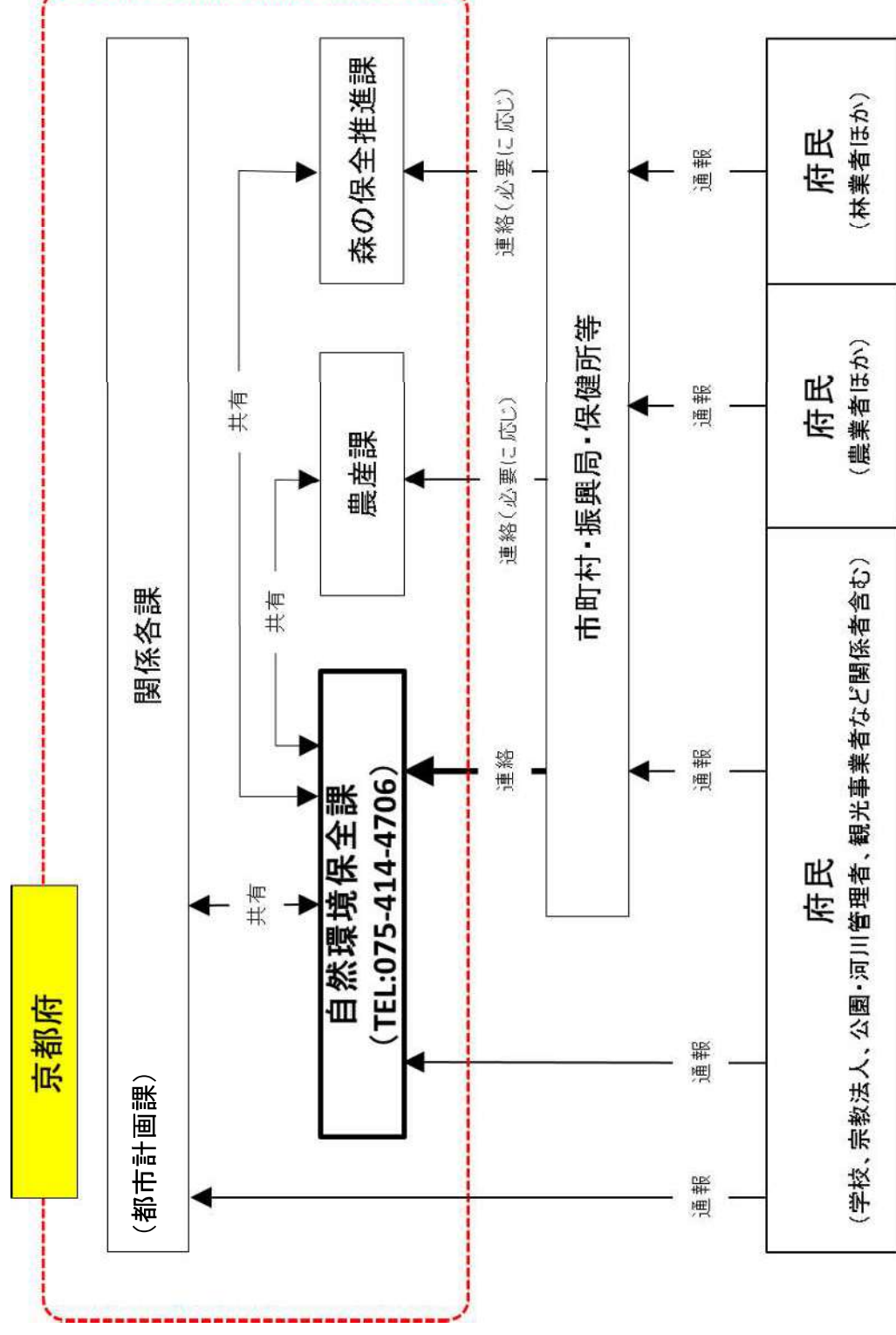
施行場所			面積(m ²)
玄関ホール、休憩所、事務所、便所 (屋外含む)	260 m ²		260

年10回

府民スポーツ広場 セアカケゲモ 防除範囲



クビアカツヤカミキリ被害発見時の連絡体制



⑨ 府立都市公園等におけるツキノワグマ対策
実施基準（案）

都市計画課が所管する府立都市公園等におけるツキノワグマ対策実施基準（案）

令和7年11月17日

リスクレベル			
水準・対策・制限解除	平 常 時	第一段階	第二段階
		監視	警戒
危険度基準の定義	・ 通年	・ <u>公園周辺※</u> （別紙、クマ警戒区域図参照）で <u>目撃・新痕跡の発見</u> があった時	・ <u>公園内で目撃・新痕跡の発見</u> があった時又は <u>公園周辺※</u> （別紙、クマ警戒区域図参照）で <u>人身被害が発生し、問題個体が捕獲されていない時</u>
		・ 都市計画課へ速やかな報告、その他随時状況報告 ・ 監視巡回（痕跡等の情報収集に努める） ・ <u>クマを誘因する可能性のあるゴミや果実等がある場合は除去</u> ・ H P や各種SNSでの注意喚起 ・ 放送設備がある場合は、定期的に園内放送を実施	・ 都市計画課へ速やかな報告、その他随時状況報告 ・ 警戒巡回（車等により痕跡等の情報収集に努める） ・ 入口に <u>閉鎖看板設置・周知</u> （閉鎖不能な鴨川公園河川敷等は、警告看板を設置） ・ H P と各種SNSで閉鎖を周知 ・ 公園所在地の関係市町役所、振興局、所管土木事務所、管轄警察へ連絡
担当者への動き		・ 「 <u>〇〇で目撃情報あり</u> 」等との警告看板（チラシ）を入口ゲート及び目につく場所に設置 ・ 園内利用者へ注意喚起	【公園の閉鎖】 ・ <u>園内の利用者を屋内等へ一時避難</u> → <u>安全を確保し退去を指示</u> ・ 施設利用の取りやめ・イベント中止にかかる手続き（予約者への連絡、返金（管理都合）等）
			【公園の閉鎖】 ・ <u>園内の利用者を屋内等へ一時避難</u> → <u>安全を確保し退去を指示</u> ・ 施設利用の取りやめ・イベント中止にかかる手続き（予約者への連絡、返金（管理都合）等）
利用者への対応			被害発生から起算して7日間程度 ➡ 専門家（所管部署等）の助言を参考に制限解除を検討し、 都市計画課が決定
		目撃・新痕跡確認から起算して3日間程度 ➡ 誘因物の除去、新たな目撃・新痕跡がない場合 ※同一箇所で新たな痕跡を発見した場合は、新痕跡とする。	
解除基準			

※公園周辺・・・公園から約500m前後に近接したエリアを指す。
※本件に関わる事案は、基本協定書のリスク分担表における「不可抗力（天災・事故・感染症等）による休館等による収支影響、施設等の損害復旧」に該当するため、費用負担については、必要に応じて、府と指定管理者で協議を行う。

